

2024 年 4 月一介護報酬改定対応版

<科学的介護情報システム(LIFE)関連加算参考資料>

<目次>

1. LIFE 対象のサービスと加算について	2
2. LIFE への情報提出頻度について	3
3. LIFE へ提出する CSV ファイルの種類について	4
4. LIFE への情報提供をすることにより、12 月超減算を回避することができます	4

1. LIFE 対象のサービスと加算について

施設・サービス	加算名称	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	科学的介護推進体制加算	ADL維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅲ）	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（ハ）	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）（Ⅱ）	★理学療法・作業療法・言語聴覚療法 情報活用加算	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	栄養マネジメント強化加算	栄養アセスメント加算	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算（Ⅱ）または（Ⅱ 1）（Ⅱ 2）	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ）	★褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	排せつ支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	自立支援促進加算	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）（Ⅲ）	★薬剤管理指導情報活用加算
介護老人福祉施設		○		○	○	○					○		○		○		○	○		
地域密着型介護老人福祉施設		○		○	○	○					○		○		○		○	○		
介護老人保健施設		○						○※1		○	○		○		○		○	○	○	
介護医療院		○							○		○		○			○	○	○		○
通所介護			○	○	○							○		○						
通所型サービス（独自）			○									○		○						
地域密着型通所介護			○	○	○							○		○						
認知症対応型通所介護			○	○	○							○		○						
予防認知症対応型通所介護			○		○							○		○						
通所リハビリテーション			○				○					○		○						
予防通所リハビリテーション			○									○		○						
訪問リハビリテーション							○													
小規模多機能型居宅介護			○																	
予防小規模多機能型居宅介護			○																	
看護小規模多機能型居宅介護			○									○		○	○		○			
特定施設入居者生活介護			○	○	○															
予防特定施設入居者生活介護			○		○															
地域密着型特定施設入居者生活介護			○	○	○															
認知症対応型共同生活介護			○																	
予防認知症対応型共同生活介護			○																	

★特別診療費にかかる加算項目

※1：短期は対象外です。

2. LIFE への情報提出頻度について

加算名称	提出の頻度
科学的介護推進体制加算	ア)加算算定開始月(既存利用者) イ)サービス利用開始月(新規利用者) ウ)少なくとも 3 月ごと に 1 回 エ)サービス利用終了月
ADL 維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ)	・評価対象利用開始月 ・評価対象利用開始月の翌月から 6 月目の月
・個別機能訓練加算(Ⅱ)(Ⅲ) ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)(Ⅱ) ・リハビリテーションマネジメント加算(ロ)(ハ) ・理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算	ア)新規に計画を作成した月 イ)計画の変更を行った月 ウ)少なくとも 3 月ごとに 1 回
・短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	ア)施設に入所した月 イ)入所月から起算して 3 月目まで、少なくとも 1 月に 1 回
栄養マネジメント強化加算	ア)新規に計画を作成した月 イ)計画の変更を行った月 ウ)少なくとも 3 月ごとに 1 回
栄養アセスメント加算	ア)栄養アセスメントを行った月 イ)少なくとも 3 月ごとに 1 回
口腔衛生管理加算(Ⅱ) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	ア)新規に計画を作成した月 イ)計画の変更を行った月 ウ)少なくとも 3 月ごとに 1 回
・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ) ・褥瘡対策管理指導(Ⅱ)	ア)加算算定開始月(既存利用者) イ)サービス利用開始月 ウ)褥瘡の発生と関係のあるリスクに係る評価を行った月(少なくとも 3 月ごと)
・排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	ア)加算算定開始月(既存利用者) イ)サービス利用開始月 ウ)評価を行った月(少なくとも 3 月ごと)
自立支援促進加算	ア)加算算定開始月(既存利用者) イ)サービス利用開始月 ウ)評価を行った月(少なくとも 3 月ごと)
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	ア)施設に入所した月 イ)処方内容に変更が生じた月 ウ)少なくとも 3 月ごとに 1 回 エ)施設を退所する月
薬剤管理指導 特別薬剤管理指導加算	ア)加算算定開始月(既存利用者) イ)施設に入所した月(新規入所者) ウ)処方内容に変更が生じた月 エ)少なくとも 3 月ごとに 1 回

【参考資料】

科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
(老老発 0315 第4号 令和 6 年 3 月 15 日 厚生労働省)

3. LIFE へ提出する CSV ファイルの種類について

LIFE へ提出をする CSV ファイル（インターフェース）の種類が 22 項目から 26 項目になります。
加算に対する必要な CSV ファイルについては、LIFE のホームページにて後日掲載される資料を参照してください。

4. LIFE への情報提供をすることにより、12 月超減算を回避することができます

介護予防訪問リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションのサービスについて、12 月を超えてサービスを提供すると減算となっていました。以下の要件を満たす場合にリハビリテーションの質の向上が見込まれるとして、減算が「なし」になりました（算定要件の下線部分が LIFE に関する要件です）。

○算定要件：

- ・ 3 月に 1 回以上、リハビリテーション介護を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有しリハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。
- ・ 利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、その他、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

<お問い合わせ>

ご不明な点等がございましたら、サポートセンターまでお問い合わせください。

TEL 0120-036-653

弊社ホームページでも、お問い合わせを受付しております。

システムより「カスタマサポート」をクリック、または QR コードをスキャン



製造・販売：株式会社コンダクト